

市政改革マニフェストの進捗状況について(概要版)

～平成 19 年 10 月～

大阪市では、平成 18 年 2 月に市政改革マニフェスト(市政改革基本方針)及び局長改革マニフェスト、区長改革マニフェストを策定し、大阪市全体として市政改革で取り組むべき課題、達成期限と、各局長・各区長それぞれの具体的な改革の取組方針、目標を明らかにしました。

その後、平成 19 年 4 月には、改革の確実な推進のため、局長改革マニフェスト、区長改革マニフェストの記載内容の充実を図るなど、改革の確実な実現に向け、さまざまな取組を進めており、この度、これまでの実施状況及び平成 19 年度中の取組予定を取りまとめました。

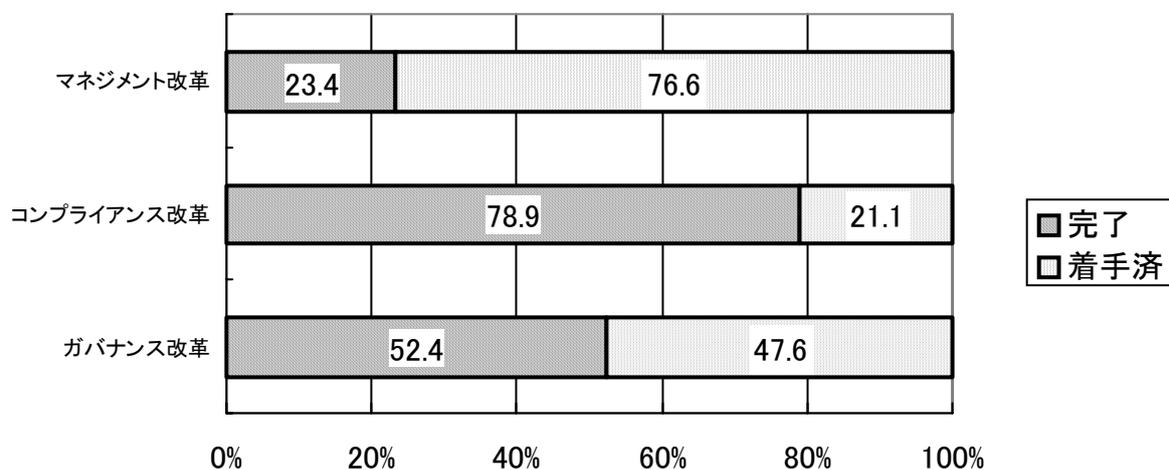
今後とも、抜本的な市政改革の実現に向け、それぞれの取組を進めていきます。

※記載内容は、平成 19 年 9 月末時点でのものです。

【進捗状況一覧表】

	完了	着手済	計
マネジメント改革	11	36	47
コンプライアンス改革	15	4	19
ガバナンス改革	11	10	21
計 (進捗率%)	37 (42.5%)	50 (57.5%)	87 (100%)

【進捗率】



マネジメント改革

財務リストラクチャリング

【経費の圧縮一覧表(平成18年度～19年度予算での取組)】

(単位：億円)

	合計削減額 (A)	削減目標額 (B)	達成率 (A/B)	(参考) 平成19年度予算
経常経費	※1 ▲231	▲900	25.7%	4,252
投資的経費	※1 ▲630	▲1,100	57.3%	3,748
特別会計繰出金	※1 ▲354	▲250	141.6% (目標達成)	2,283
公債発行	▲417	▲714	58.4%	1,097
監理団体委託料	※2 ▲393	▲280	140.4% (目標達成)	541

※1 歳出における5年間(ただし特別会計繰出金3年間)の削減目標額2,250億円に対して平成19年度予算で1,215億円を削減(達成率54%)

※2 監理団体委託料はH16予算より削減

【身の丈に合わせた経常経費の圧縮】

平成19年度予算 ▲59億円(▲1.4%)・[削減[除く退職金▲3.1%]
[2ヵ年累計：▲231億円]

【主な取組】

- ・新規職員の原則採用凍結等により職員数を削減(▲475人)、18年度給与改定の平年度化(▲30億円)及び退職金の増(67億円)など人件費▲33億円
- ・地対財特法期限後の事業等の見直し(▲24億円)、市税事務所関係経費(11億円)及び事務事業の効率化や節減など、経常的施策経費及び管理費 ▲26億円
- ・市民サービスの見直し
 - ①重度障害者給付金の廃止(19年4月)
 - ②私立幼稚園幼児教育補助(市独自制度分)について、高額所得者の世帯についての、補助単価の見直しを実施

〔新手法による投資的経費の追加圧縮〕

平成 19 年度予算 ▲115 億円 (▲3.0%) 削減
〔2 ヶ年累計：▲630 億円〕

【主な取組】

- ・住宅事業費(▲99 億円)、土木事業費 (▲84 億円)

〔一般会計からの繰出の見直し〕

平成 19 年度予算 ▲209 億円削減 〔2 ヶ年累計：▲354 億円〕

【主な取組】

- ・地下鉄 8 号線建設工事に伴う高速鉄道事業会計繰出し金の減

〔公債発行の削減（一般会計）〕

平成 19 年度予算 ▲70 億円、1,097 億円に抑制
〔2 ヶ年累計：▲417 億円〕

※全会計ベース、一般会計ベースとも起債残高が 2 年連続マイナス

全会計ベース⑲末見込 5 兆 4,019 億円、⑳末見込 5 兆 4,673 億円
一般会計ベース⑲末見込 2 兆 9,066 億円、⑳末見込 2 兆 9,145 億円

〔歳入確保策〕

①未収額の圧縮にむけた取組の強化

【主な取組】

◆全庁的な取組

- ・市政改革室・財政局・収入役室で編成する未収金 W・G を設置 (19 年 4 月)
- ・高額難件事案の回収一元化など全庁的な回収体制の検討を行うための組織を設置 (19 年 4 月)
- ・市税・国民健康保険料等各局において、既に発生している 800 億円 (平成 17 年度決算等) の未収金について、最終的な対応としての法的措置も含め、具体的な目標・処理策の策定に向けて指導・調整等 (19 年 6 月)
- ・各事業において、新たな未収金を極力発生しない方策や、発生しても早期に処理するためのマニュアルづくりなど、職員への周知・徹底を図るための指導・調整等 (19 年 6 月)
- ・未収金 W・G において既存の未収金約 800 億円の解消に向けた対策及び未収金を極力発生させない対策「未収金回収の具体策について」の取りまとめ (19 年 8 月)

《19 年度中の取組予定》

- ・適正な債権管理に係る全庁的な統一基準の検討
- ・高額難件事案の回収一元化など全庁的な回収体制の検討
- ・適正な債権管理のための統一的な規則等の整備

◆市税

- ・国税 OB 職員の嘱託採用による積極的な滞納整理を実施
- ・平成 19 年度当初納税通知書に口座振替依頼書を同封し、加入勧奨を実施
- ・19 年 5 月の軽自動車税、納期後納付書等での「コンビニエンスストア収納」、19 年 4 月以

降固定資産税、軽自動車税、市民税（普通徴収）での「マルチペイメントネットワークによる電子収納」を実施

◆保育所保育料

- ・徴収嘱託員 5 名採用（18 年 10 月・11 月）
- ・夜間の電話、訪問督促を開始（18 年 11 月）
- ・滞納処分の実施（19 年 2 月）

◆国民健康保険料

- ・国民健康保険料徴収嘱託員を増員し、新規加入世帯への口座振替勧奨の一層強化
- ・「コンビニエンスストア収納」・「マルチペイメントネットワークを活用した電子収納」の実施（19 年 6 月）

◆住宅使用料（家賃）

- ・警察 OB の嘱託採用など滞納整理を強化（18 年 4 月）
- ・マルチペイメントネットワークシステムへの参加（19 年 4 月）
- ・債権回収を専門的に行う弁護士法人などの民間事業者に徴収業務委託を実施（19 年 8 月）

◆その他使用料・手数料等

- ・財務会計システムにおいて、「マルチペイメントネットワークを活用した電子収納」を実施するとともに、債権回収専門業者（サービサー）を導入（平成 19 年 1 月）
- ・総合医療センターでクレジットカード収納を開始（19 年 6 月）

②効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営

- ・大阪法務局に対する固定資産価格通知の電子化（19 年 4 月）
- ・固定資産評価証明書発行の広域化（19 年 7 月）
- ・幼稚園就園費補助事業とのシステムリンケージの実施（19 年 7 月）

《19 年度中の取組予定》

- ・7 ヲ所の市税事務所を主要ターミナル周辺へ設置（19 年 10 月開設）するとともに、開設にあわせ「市税事務所運営方針」を作成

③受益と負担の関係の適正化（使用料・手数料改定）

- ・平成 19 年度予算において、65 歳以上市外居住者に係る公園使用料、動植物公園使用料の有料化、再生資源業者への減額措置の廃止（19 年 4 月）
- ・保育料について、国基準の改定（定率減税縮減の影響、第 2 子減免の拡大）に準じ、本市保育料の設定を改訂（19 年 4 月）

④新たな収入源の模索

19 年度の広告事業の取組（19 予算 8,500 万円<市全体の効果額>）

《18 年度から継続実施分》

- ・局、区ホームページバナー広告

- ・「市政だより」など印刷物への広告掲載
- ・「給与明細書」等への広告掲載
- ・電子番号表示機における広告掲載ほか

《19年度新規実施予定》

- ・「くらしの便利帳」への広告掲載
- ・テレビ特別番組への民間CMの採用ほか

資産の流動化

〔利用率の向上〕

利用率（17年度実績）が50%未満であった貸館型市民利用施設について、「低利用施設における利用状況と今後の取組み計画」を公表（19年4月）

【主な取組】

- ・中央図書館の祝日開館を実施（19年4月）
- ・区役所附設会館の空室情報などをホームページで公開（19年6月）
- ・人権文化センターの空室情報などをホームページで公開（19年5月）
- ・住まい情報センターのホール等の空室情報をホームページで公開、セミナー等の申込みを可能とするシステムの機能更新（19年3月）
- ・社会福祉研修・情報センターで利用者の少ない土・日の夜間を供用廃止、休館日であった月曜日を新たに供用日に変更（19年7月）
- ・東成・旭・浪速の3屋内プールで夏季の利用時間を延長（19年7・8月）
- ・各博物館施設の連携により、ミュージアムウィークスを実施（19年9月）

《19年度中の取組予定》

- ・図書館のレファレンス機能の高度化、外部データベースの拡充

〔面積当り経費の削減〕

- ・大阪プールにおけるESCO事業提案の公募（19年8月）
- ・指定管理者制度については、352施設を移行済み（19年9月末現在）

《19年度中の取組予定》

- ・施設建築物の省エネルギー化基本方針策定

〔統廃合〕

- ・資産流動化プロジェクト施設チーム（以下「施設PT」）において、市設建築物のデータベースシステムの基本情報部分を完成（19年3月）

【主な取組】

- ・東淀川勤労者センターの共用廃止（19年3月末）
- ・地域老人福祉センター（9館）の廃止（19年3月末）
- ・北区と城東区の元勤労青少年ホームを保育所へ転用（19年4月）

《19年度中の取組予定》

- ・施設PTにおいて、市設建築物の再編整備にかかる基本的考え方や、具体的施設における空き施設の活用や複合化等の活用方針をまとめた計画を策定（19年度中）

〔未利用地の処分〕

- ・土地流動化委員会からの「土地流動化に関する意見」の提出を受け、「大阪市未利用地活用方針」を決定（19年6月）
- ・一元化した未利用地を「処分検討地」「継続保有地」「事業予定地」の3つに分類してホームページで公開（19年6月）
- ・水道局資産の転活用にかかる基本計画を策定（19年7月）
- ・未利用地売却の促進
平成19年度予算 土地売却代 163億円（一般会計）

《19年度中の取組予定》

- ・市有地活用支援システムを改修
- ・モデル事業による買取意向調査及び売却媒体の業務委託を実施

グループ経営の質的向上（外郭団体改革）

〔監理団体への委託料の削減〕

平成19年度予算 ▲139億円、541億円に抑制
〔3ヵ年累計：▲393億円、▲42.1% 目標達成〕

〔出資の見直し〕

- ・大阪港振興(株) TOB株式譲渡（18年3月）
 - ・大阪港スポーツアイランド(株) 解散（18年3月）
 - ・(株)ユー・エス・ジェイ 出資率減（18年3月）
 - ・(株)大阪シティドーム 会社更生（18年7月）
 - ・大阪中小企業輸入振興(株) 解散（19年1月）
- ） 計画外

《19年度中の取組予定》

- ・監理団体：計画の残り5社の出資見直しを行う
〈(株)大阪キャッスルホテル、(株)大阪マーチャンダイズ・マート、大阪港埠頭ターミナル(株)、大阪港木材倉庫(株)、大阪ウォーターフロント開発(株)〉

〔法人形態の見直し〕

- （財）大阪市交通局協力は、(株)大阪メトロサービスへ事業譲渡して解散（19年1月）
- （財）大阪城ホールについての検討委員会を設置し、見直しを検討（19年3月）

《19 年度中の取組予定》

・ 監理団体

(財) 大阪城ホールの法人形態見直し検討の結果を出す

〔組織運営体制の見直し〕

- ・ 「大阪市退職者の再就職状況の公表に関する要綱」(18 年 3 月)
- ・ 「大阪市退職者の外郭団体等への再就職等に関するガイドライン」を策定(18 年 6 月)
- ・ 「ガイドライン」の実施状況を公表(18 年 11 月)

毎年継続して実施する。

職員数の削減(平成 19 年度当初までの実績)

	職員数	削減数(前年度比)	削減数の内訳
H17. 10. 1	47, 608 人	—	
H18. 10. 1	45, 016 人	▲2, 592 人	公立大学法人への移行に伴う効果 1, 057 人 事業運営、業務見直しによる効果 1, 535 人
H19. 5. 1	43, 075 人	▲1, 941 人	公立大学法人への移行に伴う効果 478 人 事業運営、業務見直しによる効果 1, 463 人
削減数累計		▲4, 533 人	公立大学法人への移行に伴う効果 1, 535 人 事業運営、業務見直しによる効果 2, 998 人

事務事業の再構築の主な取組

《18 年度実施》

〈事務事業の廃止〉

事務用公用車運転業務の廃止(18 年 4 月)

〈事務事業の見直し〉

外郭団体等からの派遣職員の引きあげ、市民病院業務執行体制の見直し、普通ごみ収集・焼却工場運転体制の見直し、下水道維持管理業務の効率化、浄水場業務の見直し、区役所における住民登録・税務業務等の見直し(いずれも 18 年 4 月)

〈民営化・アウトソーシング〉

文書送送業務の民間委託、公の施設への指定管理者制度の導入、本庁舎案内業務の民間委託、保育所の運営委託、市民病院調理業務の民間委託、学校給食調理の民間派遣職員の活用、バス管理委託の拡大(いずれも 18 年 4 月)

《19年度実施》

〈事務事業の見直し〉

市税事務所の開設に向けた市税関係業務の見直し、職員情報システムの導入、保育所運営業務の見直し、資源ごみ収集等の収集回数増による見直し、学校園における管理作業員、給食調理員の見直し、地下鉄駅業務の見直し、地下鉄電気設備の点検周期の見直しや車両検査周期の延長等による効率化、自動車管理運営業務及び車両整備業務等の見直し、給水装置工事の新規施工体制に伴う見直し（いずれも19年4月）

〈民営化・アウトソーシング〉

市民病院の管理運営の委託化集約化による見直し、水道局小型サービスステーションの委託化、城東浄水場の運転・維持管理業務の委託化、インテックス大阪管理運営業務の一部民間委託化（いずれも19年4月）

人材の弾力的運用(職員の流動化)

- ・一般行政職員について新たな所属間人事交流の基準を策定し人事交流を実施
平成18年度 602人 平成19年度 648人 参考：平成17年度 348人
- ・技能労務職の職種・職務内容を再編整備し、従来の19種類の職種を技能職員に一本化
(18年4月)
- ・地域安全対策業務に関わって、局から区への配置転換など、309名の技能職員の人事異動を実施(18年4月) 参考：平成17年度 79人
- ・技能職員の所属間人事異動の基準策定(19年2月)
- ・新基準に基づき局から局への異動及び区役所事務エリアへの配置転換など、284名の技能職員の人事異動を実施(19年4月)
- ・庁内公募について区長も含めた部長級ポストまで規模を拡大して定期人事異動時に平成18年度では53業務、平成19年度は41業務を対象として実施
- ・外部人材の登用
 - * 公認会計士(課長級・係長級)を任期付で採用(監査・人事制度事務総括局)
 - * 災害対応経験を有する退職自衛官を非常勤嘱託に採用(危機管理監)
 - * 積極的な滞納整理のため、国税OBを非常勤嘱託に採用(財政局)
 - * 市営住宅の収納対策部門への警察OBを登用(都市整備局)
 - * マネジメント改革担当部長に民間人を任期付で採用(水道局)
 - * IT改革監(局長級)に民間人を任期付で採用(総務局)
 - * 総合医療センター医事部門担当課長に民間人を任期付で採用(健康福祉局)
 - * 広報報道アドバイザー(4名)を設置(経営企画監)
 - * 民間人校長を1名配置(教育委員会事務局)
 - * 美術館学芸担当課長、大阪城天守閣研究主幹の2ポストに外部人材2名を登用
(ゆとりとみどり振興局)

人事給与制度の見直し(ガバナンス改革分含む)

《18年度実施》

- ・能力と実績に基づく新たな人事評価制度を導入(18年4月職員に周知)
- ・係長級以上全職員(従来は課長代理～部長級が対象)を対象に業績評価のため目標管理制度を導入(18年4月)
- ・職員本人の希望に基づき、現在の役職から下位の役職へ降任を行う制度(希望降任制度)を導入(18年4月より実施)
- ・特殊勤務手当及び給料の調整額を抜本的に見直し(18年度より)
38手当を22手当に見直すとともに支給要件を厳格化
- ・課長代理級以上の職員について、新たな人事評価に基づく勤勉手当成績率を導入(18年12月)
- ・新たな人事評価に基づく査定昇給制度を導入するため、給与条例を改正(19年3月)

《19年度実施》

- ・給与は職務と責任に応じたものでなければならないという「職務給の原則」を徹底するため、給与条例を改正(19年3月)し、級別標準職務・昇格基準の見直し等を実施(19年4月より)
- ・「分限処分等に関する指針」を策定(19年4月)

《19年度中の取組予定》

- ・係長級以下の職員について、新たな人事評価に基づく勤勉手当成績率を導入(19年12月)
- ・新たな人事評価に基づく査定昇給の実施(平成20年1月)

局経営方針と連動した行政評価

- ・各局経営方針に対して、前年度の取組実績を踏まえ局が自己点検・評価(19年4～6月)
- ・各局の自己点検・評価結果をもとに、市内部で全体的かつ横断的に点検・評価を行った上で、行政評価委員会で外部の視点から点検・評価(19年7～9月)

コンプライアンス改革

公正確保の仕組みづくり

《18年度実施》

- ・職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を制定(18年4月)
公益通報制度の創設、不当要求行為に対する措置の明確化、公正職務審査委員会(コンプライアンス委員会)の設置
- ・内部統制体制を整備、内部監察を実施(18年6月～)
- ・懲戒処分に関する指針を策定(18年4月)
- ・要望等記録制度を創設(18年7月規則公布、9月実施)

《19年度実施》

- ・大阪府警と大阪市相互の連絡協議体制を強化するため合意書の調印(19年5月)
- ・「大阪市暴力団等排除要綱」の施行(19年6月)

情報公開の徹底

- ・「情報公開推進のための指針」を作成し職員に周知
(17年7月策定、追加事例を周知17年11月・18年6月)
- ・「説明責任を果たすための公文書作成指針」を策定(18年1月)
- ・文書管理の徹底を図るため「公文書管理条例」を施行(18年4月)
- ・外郭団体等への大阪市の「人的関与」及び「財政的関与」を公表(17年11月)
毎年継続して実施する。

財務情報の開示

- ・補助金支出一覧表を公表(17年12月)
- ・箱物施設の管理運営費を公表(17年度決算)
- ・補助金に加え、貸付金・委託料一覧表を公表(17年度決算)
- ・補助金等の予算執行手続を改善(財政局との執行協議による予算配当)(18年9月)
- ・準公営企業会計におけるアニュアルレポートを公表(19年9月)

職員の自主的改革・改善の基盤整備

- ・職場改善運動を展開
「カイゼン甲子園」(第1回)の実施(18年2月) エントリー数:432件
「カイゼン甲子園」(第2回)の実施(19年1月) エントリー数:281件
- ・新たな職員提案(職員ベンチャー)制度を創設(18年5月)
- ・大阪市職員行動宣言(18年11月)

《19年度中の取組予定》

- ・「カイゼン甲子園」(第3回)の実施(20年2月) エントリー数:351件
(19年7月末中間報告時点)

ガバナンス改革

経営体制の再構築

- ・最終的な意思決定の場である都市経営会議(市長、助役、収入役及び関係局長により構成)の活性化に向け議論・情報共有の場としての執行会議を新たに設置(18年1月)
- ・市政改革推進会議を設置(18年3月)
- ・経営企画室に加え、市政改革室の新設、戦略的な情報発信に向け、広報報道室、東京事務所の移管など市長の経営補佐部門を再構築(18年4月)
- ・局長改革マニフェスト、区長改革マニフェストを作成(18年2月)
- ・局経営方針を策定(18年2月)
- ・区取組方針を策定(19年3月)
- ・行政評価委員会を設置(18年3月)
- ・外郭団体等を一元的に管理するため、外郭団体等調整会議を設置(18年3月)
- ・こども青少年局を設置(19年4月)

区政改革

《18年度までに実施》

- ・局から区への権限移譲など改革案を検討する区政改革プロジェクトチームを設置(18年3月)
- ・区長の庁内公募を実施(18年4月・19年4月)
- ・予算規則の一部を改正し、各区から財政局への直接予算要求を可能にした(18年11月)
- ・区政改革基本方針を策定(19年3月)
- ・局から区への一部予算移管、重点政策予算枠の活用により、区予算を創設(19年度予算)
- ・区政改革基本方針(案)を取りまとめ公表(19年2月)

《19年度実施》

- ・全区役所において、課制を廃止し、柔軟かつ効果的な組織運営を可能とする「担当課長制」を導入(19年4月)
- ・24区横並びを基本としてきた組織体制を改め、一部の区役所において、地域課題や現場実態に基づく組織体制を整備(19年4月)

《19年度中の取組予定》

- ・平成20年度予算編成から各区においても予算編成方針を策定
- ・新たな政策立案単位にかかる制度面での課題や新しい時代に即した区役所と行政区のあり方などについて検討を進めるため、大阪市立大学と協同した調査研究を実施

人材育成

《18年度実施》

- ・全職員を対象とした能力・実績に基づく新たな人事評価制度を導入（18年4月）（再掲）
- ・民間企業派遣研修を実施（18年10月）
- ・人材育成基本方針を策定（19年2月）

《19年度実施》

- ・職員研修所を職員人材開発センターへ改編（19年4月）
- ・職員人材開発センターにキャリア相談窓口を設置（19年5月）

《19年度中の取組予定》

- ・外部専門家の意見を聞き、効果的な研修実施に向けた新たな評価指標を確立
- ・職員の自らのキャリア形成について考える研修を実施
- ・管理監督者に対するマネジメント能力向上のための研修を実施

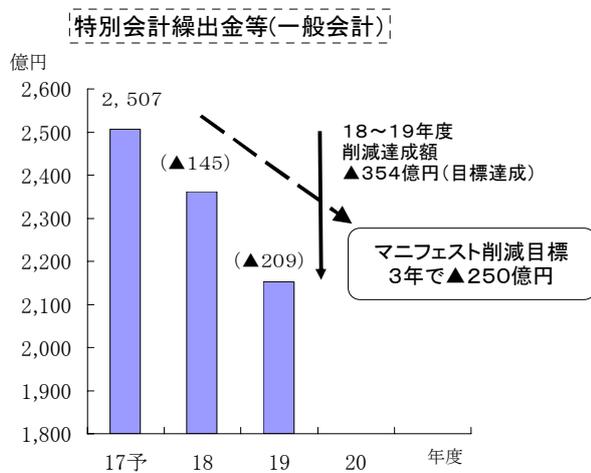
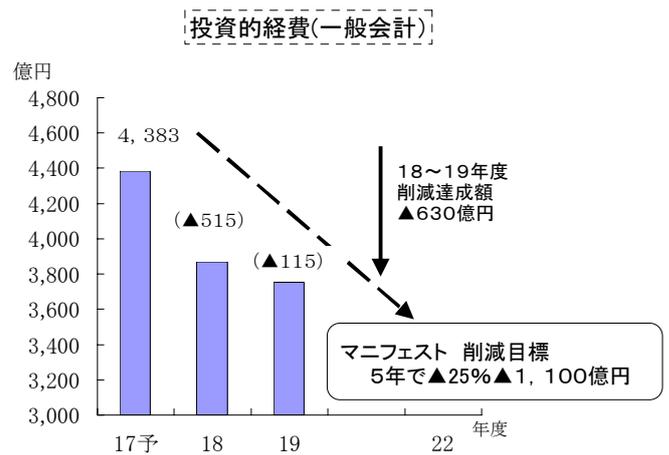
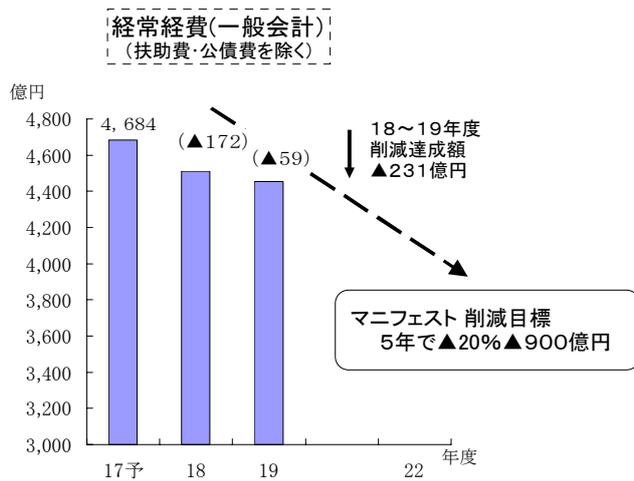
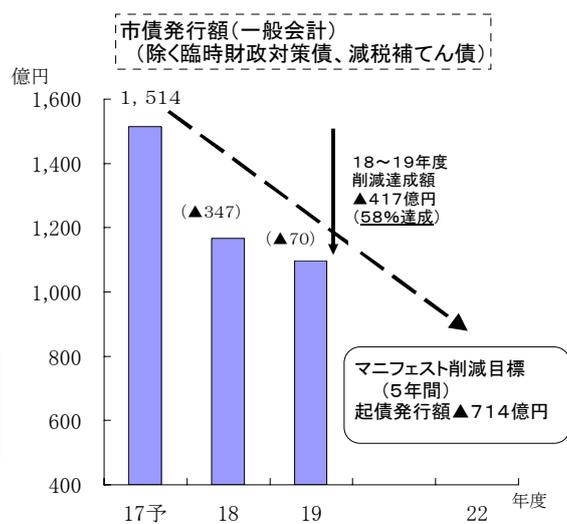
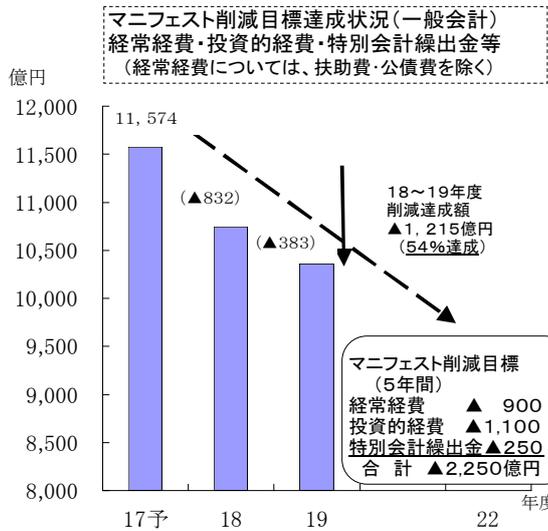
政策形成過程の高度化

- ・第1次財源配分案（17年9月実施）、予算編成通知（17年9月）、第2次財源配分案、市長ヒアリング資料を公表（18年1月）（18年度予算編成から実施）
- ・「審議会等の設置及び運営に関する指針」を改正（18年4月）
- ・審議会等の見直し状況に関する調査を実施（平成19年4月）
- ・ホームページ上に公表している、審議会等の公表状況一覧を更新（平成19年8月）

健全な労使関係の構築

- ・職員団体及び労働組合との交渉内容・協議結果等をホームページで公開（18年3月）
- ・職員団体および労働組合との交渉等に関するガイドラインを策定（18年6月）
- ・「ながら条例」に基づき行った交渉について、その職務免除の回数などを公開（18年8月、12月、平成19年6月）

【参考】「市政改革マニフェスト（財務リスストラクチャリング）」（期間：平成18～22年度）



経営形態見直しにおける各事業の状況

事業名・施設名等	H19.02.16公表の方針・方向性	公表以降これまでの主な実施済項目	今後の課題と取組み
<p>市民病院 (健康福祉局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政策医療の継続的提供を基本に、人事・給与制度の改革まで踏み込んだ抜本的な経営改善を図るため、地方公営企業法の全部適用の導入について検討する。 さらに、不良債務の解消を一つの目処として、再度経営形態の見直しについて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次経営健全化計画の推進（人員の見直し、未利用地の売却など） 給与面・勤務環境の整備・改善のため「医師・看護職員確保対策委員会」設置 地方公営企業法の全部適用の導入について、21年4月を一つの目標として取り組むことを表明（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き第3次経営健全化計画を推進（19年度～23年度） 市民病院を独立して管理・運営し、安定して健全な経営を維持するための人事・給与・組織体制を検討 21年4月を一つの目標として、地方公営企業法全部適用の導入に向けて、必要な病院事業管理者の選任や条例改正をはじめとする諸規定の整備などの課題への取組み
<p>弘済院 (健康福祉局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市の認知症の支援センターとして位置付けられた福祉・医療一体型の施設として、平成19～21年度の3ヶ年計画で徹底した外部委託化など経営改善に取り組む。 改善計画終了までに施設の一体的運営が可能な地方独立行政法人を含めた経営形態への変更の可否を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1特別養護老人ホームの給食業務の委託化 一部職員の非常勤化（特養の介護職員等） 経営改善計画策定のための院内委員会の設置 改善計画の取りまとめ（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> 収益の確保・資産の有効活用方策の検討や経費並びに人件費の削減など経営改善の取組み（19年度～21年度） 認知症の支援センター化の取組み（19年度～21年度）
<p>環境科学研究所 (健康福祉局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 府市で衛生研究所の再構築を図り、研究所の機能集約の可能性について、平成19年秋頃を目途に検討・協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究所間での業務比較、機能集約のメリット・デメリットの比較 府市連携協議会において、今年度中を目途に引き続き協議することを合意（9月） 結核分子疫学調査における府市共同研究の実施 食品分野における府市相互研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 府市現体制での事業連携の拡大と更なる機能強化や効率的な業務運営を図る方策について、合築を視野に入れ協議（今年度中目途） 外部評価委員会の設置（20年3月目標） 環境部門の研究領域の充実等機能向上をめざした市大、工業研究所との連携可能な領域の抽出（20年3月目途）
<p>工業研究所 (経済局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動の活性化や企業支援の強化をより一層図るため、平成20年4月の地方独立行政法人化をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> 定款の制定（3月） 評価委員会の設置（6月） 財務会計等のシステムの調達 	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の制定（10月意見集約予定） 出資財産の評価（10月目途） 地方独立行政法人化（20年4月予定）
<p>中央卸売市場</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行法制度の枠内で実現可能な選択肢として地方公営企業法の全部適用について、今後、妥当性を有するかどうかを検討する。 地方独立行政法人化については法的課題もあるため、その可能性について引き続き検討を加える。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法の全部適用に関する情報収集 経営形態の比較事例調査等（コンサル委託） 先行事例調査（岡山市） 経営形態の検討に係る説明（市場運営協議会） 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの経営形態における課題の整理（20年3月目途） 法制度の課題について、総務省・農林水産省と意見交換

事業名・施設名等	H19.02.16公表の方針・方向性	公表以降これまでの主な実施済項目	今後の課題と取組み
環境事業 (環境局)	<ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人化を優位な選択肢としながら、「法的整備の課題」等も踏まえ、国等への働きかけを継続する一方、公益法人化等についても、引き続き調査検討を行う。 当面は、局長マニフェストの取組み(30%、1,000人程度の要員削減)を着実に進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正に向け、総務省等に対して要望 資産評価等のため、センター及び工場の登記簿等の整理・調査 先行事例調査(市大・工業研究所) 地方公営企業化の可能性について、総務省と意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正に向け関係先へ要望・働きかけを継続 特区提案の可能性検討(20年5月目途) 地方公営企業化、公益法人化等も引き続き検討 経営形態の見直しについて、具体的な方針決定(20年3月目途)
港湾事業 (港湾局)	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な埠頭経営を進めるために、コンテナ埠頭等の一元管理を目指し、市政改革期間中に埠頭公社の民営化を行う。併せて、その他の施設の経営形態についても埠頭公社の民営化の時期を目途に検討を進める。 国際競争力を強化する観点から、一開港化など港湾管理の広域化の実現をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> 埠頭管理の一元化に向け、R5岸壁等の借受者の公募(フェリー埠頭用) 物流ビジョン検討プロジェクトチーム設置(6月) 埠頭公社の自立的経営の確保に向けて国と協議 東京都・横浜市と意見交換(先行事例の収集) 広域化に向け、大阪湾諸港を連続寄港する船舶に対して入港料を低減(4月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪港の競争力強化に向けた物流ビジョンの公表(20年3月目途) 埠頭公社の自立的経営の確保に向けて、国と引き続き協議(債務圧縮など) 一開港化に向けた法令整備(12月改正予定)
水道事業 (水道局)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度まで地方公営企業として経営改革に取り組む。 最終年度において、改めて経営・運営形態の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改革の進捗状況や実施手法について審議を行う「大阪市水道局外部評価委員会」の設置(8月) 監理団体の株式会社化プロジェクト設置(4月) 「府市水道連携協議会」の開催(5月) 点検業務の民間委託(4月) 	地方公営企業として、公共性を確保しつつ経済性の発揮をより一層追求(22年度まで) <ul style="list-style-type: none"> 官民パートナーシップの促進(監理団体の株式会社化等20年度) 広域化(他都市からの技術的業務受託、府市連携) 抜本的な業務再編(営業所工事部門・工事事務所の統合11月予定) アウトソーシングの推進
博物館施設群 (ゆとりとみどり振興局)	博物館業務の事業の継続性確保、運営の一元化による集積効果を発揮するため、地方独立行政法人化をめざす。 <ul style="list-style-type: none"> 現行法令下では、法対象業務に含まれないため、国等への働きかけを継続する。 早期の実現が困難な場合は地方独立行政法人化をめざす「括りの財団」の設立、あるいは指定管理者制度の期間延長などを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象業務化に向けた法改正を求め、文部科学省あて「博物館制度の在り方」中間報告書に対して意見表明(4月) 国施策要望等への登載(5月) 指定管理者制度の期間延長(5月) 文部科学省への働きかけ実施(6月・9月) 指定都市教育委員・教育長協議会要望書登載(7月) 主要都道府県・指定都市向け経営形態変更等の検討状況調査(7月) 監査法人による地方独立行政法人化に向けた課題整理等調査の実施(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人化に向けた課題の具体的事項の整理検討(20年3月目途) 中央教育審議会の審議状況や法令改正の進捗を見定め、20年春の特区再提案を検討(20年4月頃目途) 日本博物館協会など関係機関との協力・連携
地下鉄・バス事業 (交通局)	<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたって持続可能で発展性のある経営形態として「改革型地方公営企業」及び「株式会社」の2案に絞り、19年度において、具体的な課題解決に向けて検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事業経営形態検討室を設置(4月) 他都市・民鉄・民バス事業者・金融機関・有識者などにヒアリング・文書照会等実施 関係局とワーキンググループによる個別課題検討 	<ul style="list-style-type: none"> 経営形態にかかる比較優位性の検討 バス事業のあり方の検討 局長マニフェストを基礎とする新経営計画の策定 経営形態について方針の決定(19年度中)

財政収支概算の主な前提条件

【歳入】

・法人市民税

23年度まで、「名目経済成長率」（19年1月財務省試算）を基に反映

名目経済成長率	19年度	20年度	21年度	22年度
	2.20%	2.50%	2.90%	3.20%

（具体的な積算：「名目経済成長率×弾性値1.1」の影響を翌年度に反映）

・個人市民税

20年度

納税義務者は労働力人口の減少により▲1%減

所得は雇用者報酬の伸び（政府経済見通し）を基に2.6%増

21年度以降 ⇒ 横ばい

労働力人口の減少と、経済成長に伴う個人所得の増とが相殺

（注）27年度までの10年間で労働力人口は▲6.3%減少（大阪市総合計画）

・固定資産税・都市計画税

19年地価公示の動向が今後も同様続くものとして、21年度の土地評価替えを反映

・起債

22年度までマニフェストの削減目標額を反映

27年度に、さらに▲100億円の圧縮（全起債新規発行額800億円⇒700億円）

・未収金

現在取り組んでいる対策を踏まえ、決算よりも高い収納率で反映

・不用地売却代

未利用地活用方針に基づく処分検討用地の売却

22年度まで 年100億円

23年度以降 年90億円

} 一般会計総額で約1,000億円

優先的に財務リスクにかかるものに充当し、残りを通常収支に充当

⇒ ただし、23年度以降は全て財務リスクに充当

【歳出】

・人件費・経常的施策経費及び管理費・公共事業等

22年度までマニフェストの削減目標額を反映

23年度以降横ばい

・扶助費・特別会計繰出金等

生活保護費などの高齢社会の進展に影響を受けるもの ⇒ 対象数の伸びなど反映

・公債費

最近の金利動向を勘案し、利率を10年債2.5%、5年債1.8%

※公債償還基金からの借入れとは

起債（10年債を事例）については、基本的には10年後に一括償還する仕組みになっているが、それを平準化するために総務省の指導により毎年一定額を償還準備資金として基金に積み立てることになっている。

公債償還基金からの借入れとは、この一括償還するまでの間に生じる償還準備資金の滞留分から一時的に借り入れることである。

10年間の収支の作成趣旨

本格的な人口減少・少子高齢社会の到来を踏まえ、現時点でほぼ確定している財務リスクへの対応も視野に、当面10年間の財政収支を試算

収支の概要

マニフェスト期間中(平成19～22年度)

- ・平成22年度までは改革を着実に実行することにより

資金不足が発生しない

通常収支(平成23～28年度)

- ・蓄積基金の枯渇、高齢社会の進展に伴う扶助費の増加、公債費が2,400億円程度で推移
 - ・平成25年度まで毎年100億円程度の資金不足
 - ・平成26年度以降は公債費の減少により黒字に転換

平成28年度までの間に累積での資金不足は生じない

財務リスクにかかる収支(平成23～28年度)

- ・阿倍野再開発事業の公債償還財源の不足が平成23年度以降本格化
毎年100～200億円程度の不足

平成23～28年度の6年間で1,000億円程度の資金不足が見込まれる

全体の収支

- ・通常収支の公債費が低下
- ・一定の増収の増加

平成28年度には単年度収支で黒字化

◎収支不足の対応策等について

- ・通常収支においては公債費のピークを平準化する観点から、
- ・財務リスクについては公債費償還財源の不足に一時的に対応する観点から、

公債償還基金の借入れも視野に検討

- ・規律ある財政運営を行い、資金調達コストの増加を招かないため、

- ①起債許可団体に転落しない
- ②格付けを落とさない
- ③借入金は公債費に充当

公債償還基金からの借入れにあたっては、左記、3原則を踏まえ、返済計画を作成の上実施

- ・財政健全化法の対象団体とならないよう借入金の圧縮・返済を実施していくためには、

- ・高コスト体質の改善
- ・交通・市民病院の経営形態の見直し
- ・国民健康保険事業の広域化
- ・生活保護制度の抜本的改正
- ・府市連携による効率的な行政運営 など

制度改正も含めた抜本的な改革に継続して取り組む必要

市債残高見込み

【目標の設定】 平成28年度には市債残高を市税の3倍を下回る水準にまで抑制

将来の公債費の圧縮・借入れの返済に努める

中期的な財政収支概算(平成19年9月版)

(単位:億円)

通常収支にかかるもの	19予算	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一般財源 ①	7,814	7,744	7,744	7,744	7,906	7,946	7,986	8,026	8,066	8,106
市税	6,804	6,933	7,066	7,213	7,366	7,406	7,446	7,486	7,526	7,566
地方交付税・臨時財政対策債	493	334	98	16	10	10	10	10	10	10
譲与税・交付金	517	477	580	515	530	530	530	530	530	530
第1部歳出 ②	11,726	11,709	11,601	11,406	11,582	11,640	11,645	11,587	11,478	11,424
人件費	2,652	2,528	2,362	2,189	2,165	2,160	2,153	2,141	2,132	2,109
退職金	338	356	331	299	275	270	263	251	242	219
除く退職金	2,314	2,172	2,031	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890
経常的施策経費及び管理費	1,600	1,518	1,436	1,355	1,355	1,355	1,355	1,355	1,355	1,355
扶助費	3,944	3,989	4,012	4,042	4,071	4,096	4,117	4,141	4,162	4,184
うち生活保護費	2,320	2,364	2,392	2,422	2,448	2,470	2,489	2,508	2,526	2,546
公債費(除く此花西部臨海分)	1,988	2,105	2,211	2,225	2,380	2,411	2,385	2,296	2,173	2,107
特別会計繰出金等	1,542	1,569	1,580	1,595	1,611	1,618	1,635	1,654	1,656	1,669
高齢社会の進展等	10	27	11	15	16	7	17	19	2	13
同上特定財源 ③	4,020	4,053	4,069	4,091	4,109	4,125	4,138	4,151	4,164	4,177
第2部歳出 ④	4,442	4,285	4,129	3,973	3,973	3,973	3,973	3,973	3,973	3,973
公共事業費	1,663	1,601	1,540	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479
その他	2,086	1,991	1,896	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801
特別会計繰出金等	693	693	693	693	693	693	693	693	693	693
同上特定財源 ⑤	4,151	4,079	3,844	3,544	3,448	3,413	3,413	3,413	3,313	3,313
蓄積基金繰入金	223	323	260	131	35	0	0	0	0	0
起債収入	1,097	998	899	800	800	800	800	800	700	700
その他	2,831	2,758	2,685	2,613	2,613	2,613	2,613	2,613	2,613	2,613
差引過▲不足額(①+③+⑤-②-④)	▲183	▲118	▲73	0	▲92	▲129	▲81	30	92	199
補てん財源	183	118	73	0	0	0	0	0	0	0
不用地売却代	103	38	16	0	0	0	0	0	0	0
その他	80	80	57	0	0	0	0	0	0	0
公債償還基金満期一括積立分からの借入等 A	0	0	0	0	92	129	81	0	0	0
公債償還基金満期一括積立分への返済等 B	0	0	0	0	0	0	0	▲30	▲92	▲180
通常収支にかかる収支要調整額 C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19

(18年9月版) (5) (31) (60) (▲96)

財務リスクにかかるもの	19予算	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳出	94	76	92	108	174	274	286	312	300	243
阿倍野再開発事業の公債償還財源の不足に対する繰出金	48	46	65	78	128	227	239	264	255	203
此花西部臨海地区土地区画整理事業にかかる公債費	46	30	27	30	46	47	47	48	45	40
特定財源	34	14	8	8	8	8	8	8	8	8
此花西部臨海地区保留地使用料等	34	14	8	8	8	8	8	8	8	8
財務リスクに係る収支要調整額	▲60	▲62	▲84	▲100	▲166	▲266	▲278	▲304	▲292	▲235
特別対策による財源補てん										
不用地売却代	60	62	84	100	90	90	90	90	90	90
公債償還基金満期一括積立分からの借入等により財務リスクに対応 D	0	0	0	0	76	176	188	214	202	145
通常収支不足+財務リスク収支不足にかかる公債償還基金借入額等 (A+B+C+D)	0	0	0	0	▲168	▲305	▲269	▲184	▲110	54

1,001

(1,036) 借入額累計 ⇒返済開始

各年度末市債残高見込み額	28,972	28,785	28,217	27,643	26,985	26,404	25,498	24,327	22,906	21,942
市債残高の市税に対する倍率	4.3	4.2	4.0	3.8	3.7	3.6	3.4	3.2	3.0	2.9

(30年度末市債残高見込み1兆9,887億円)

〈参 考〉

「財務リスクの全体像」について（平成19年2月）

○財務リスクとは
 ・将来の大阪市財政に悪影響を及ぼすことが懸念される要素としては、約5兆円にのぼる市債残高（一般会計・特別会計）のほか、地方公社や外郭団体に対する債務保証・損失補償など、団体が借入金を返済できなくなった時に市が負担しなければならないものもあります。
 ・こうした要素のうち、特に経営収支の良好でない事業、あるいは外部委員会から将来の経営の不安定さを指摘されたものなど、今後の市の財政収支に影響を及ぼす危険性があるものを「財務リスク」として、平成19年2月に内容や方向性を一覧表にまとめました。
 ・財務リスクの内容については、阿倍野再開発事業のようにその額がほぼ確定しているものがありますが、経営計画の着実な実行により現在の債務額が確実に縮小していくもの、団体等の資産処分が市の負担の前提となっているものもあり、現在の借入金ガリスク内容そのものと言えないものも存在します。

（1）資産処分収入で公債費を賄う事業 ⇨ 優先的に収支対策を講じる必要がある

（単位：億円）

	財務リスクの概要		今後の方向性（案）
阿倍野再開発事業	公債費を資産処分収入で賄えないことが確定しているため、優先的に収支対策を講じる必要がある。	収支不足総額 （75年度まで） 2,150	19年度は収支不足対策として一般会計繰出金48億円を計上。22年度までの中期収支見込（9月改訂版）においては、一般会計繰出金による収支対策を一定繰り込み済み。23年度以降に迎える公債費のピークに対しては、税等に加え、市有資産を活用して対応。
此花西部臨海 土地区画整理事業 （一般会計）	公債費を資産処分収入で賄えないことが確定しているため、優先的に収支対策を講じる必要がある。	収支不足総額 （47年度まで） 258	19年度は収支対策の必要はない（所管局の財売等で対応）。22年度までの中期収支見込（9月改訂版）においては、公債費（一般会計）を繰り込み済み。23年度以降に迎える公債費のピークに対しては、税等に加え、市有資産を活用して対応。

（2）経営収入で運営を行う事業 ⇨ 各会計や団体ごとに抜本的な経営改善を図ることにより、最終的な市の負担が零又は最小限となるよう取り組む

【準公・公営企業】			
自動車運送事業 （バス事業）	経営収支の悪化に伴い、資金不足（不良債務）が発生。	不良債務額 （ 32）	不良債務解消に向けた経営健全化計画を作成し、今後の進捗を監視。経営形態のあり方については引き続き検討。
市民病院事業	経営収支の悪化に伴い、資金不足（不良債務）が発生。	不良債務額 （ 116）	不良債務解消に向けた経営健全化計画を作成し、今後の進捗を監視。経営形態のあり方については引き続き検討。
中央卸売市場事業	市場（本場）の整備に伴う起債償還の負担により、資金不足（不良債務）が発生。	不良債務額 （ 117）	不良債務解消に向けた経営健全化計画の実行について、今後の進捗を監視。
【地方公社】			
土地開発公社	都市型小規模工場団地建設事業（CIT）については、用地取得などの事業費用を大阪市が貸付しているが、地価下落に伴い収支差損の発生が見込まれ、全額返済が困難な状況。	CIT収支差額 134－売却益等	CITは事業を収束、用地を売却し、大阪市貸付金の返済不能額を確定したうえで、19年度以降に対策を講じる。同時に、長期保有土地についても、総務省健全化対策（18～22年度）の財政措置である公共用地先行取得等事業債などを活用し、計画的縮減を進めている（19年度予算ベースで約242億円を計上）。
道路公社	収支の実績が当初の事業計画から大きく乖離していることから、各施設の引継時に保証債務の履行が必要。	引継ぎ時負債総額 （31～43年度） 330	18年3月30日の外部委員会の「大阪市道路公社経営改善計画に対する提言」では3年以内に検証し、20年度までに大阪市が主導的に今後の公社組織のあり方を整理すべきと指摘されていたが、前倒して19年度中に検討する。

(単位：億円)

	財務リスクの概要		今後の方向性(案)
【土地信託事業】			
ビッグステップ	信託終了時までに債務の返済を行うには、非常に厳しい状況であり、長期間の安定した経営の維持、金利上昇などの将来リスクがある。	敷金+借入金 (96)	施設(土地・建物)を売却し、売却益で借入金・敷金等の固定負債を解消する。信託契約については、賃貸型から処分型に変更し、売却後の清算により、本信託事業を終了させるべき。 《土地信託事業検討会議「中間まとめ」》
キッズパーク	良好な運営状態といえるが、現在の安定した経営の維持は、キーテナントの今後の動向に左右される。賃料収入の不透明感、不動産市況の状況などの将来リスクがある。	敷金+借入金 (117)	将来のリスクを考慮すれば、現時点で利益を確定させることが合理的であり、施設(土地・建物)を売却し、売却益で借入金・敷金等の固定負債を解消する。信託契約については、賃貸型から処分型に変更し、売却後の清算により、本信託事業を終了させるべき。 《土地信託事業検討会議「中間まとめ」》
ソーラ新大阪21	信託終了時までに債務の返済を行うには、非常に厳しい状況であり、今後発生する大規模修繕などの施設保有リスク、金利上昇などの将来リスクがある。	敷金+借入金 (157)	施設(土地・建物)を売却し、売却益で借入金・敷金等の固定負債を解消する。信託契約については、賃貸型から処分型に変更し、売却後の清算により、本信託事業を終了させるべき。 《土地信託事業検討会議「中間まとめ」》
オーク200	信託終了時までに債務の返済を行うには、非常に厳しい状況であり、長期借入金の金利上昇リスクがある。	敷金+借入金 (719)	施設売却による事業収束の可能性については、現在の借入金残高と想定される売却可能額に相当な開きがあるため、現時点では非常に困難である。受託銀行団からの現在の借入金金利の低減・固定化を図るとともに、債務の圧縮並びに信託期間の延長を行い、事業を安定化した上で、事業を継続しつつ負債の解消をめざす。 《土地信託事業検討会議「中間まとめ」》
オスカードリーム	受託銀行から提出された「経営改善策」は、信託期間終了時点においても借入金残高がさらに増加する結果となっており、抜本的な対策が急務となっている。	敷金+借入金 (278)	18年12月23日付けで受託銀行が費用補償を求める調停を大阪地方裁判所に申し立てたが、この負債を発生させた原因は受託銀行における経営の結果生じたものであり、今後、大阪市からもこれまで未払いであった利益の支払いを求める調停の申立を行い、調停の場で大阪市の立場を主張し、できる限り大阪市の負担が少なくなるよう努める。

【特定団体】			
MDC 湊町開発センター	金融機関からの借入金について大阪市が損失補償をしており、会社が返済できない場合には、大阪市の負担が生じるおそれがある。	金融機関借入金 (69)	単年度黒字化を達成するなど経営計画に沿って概ね順調に推移しており、今後とも経営の安定向上に取り組むこととする。
ATC アジア太平洋 トレードセンター	金融機関からの借入金について大阪市が損失補償をしており、会社が返済できない場合には、大阪市の負担が生じるおそれがある。	金融機関借入金 (362)	現状では、売上減少を費用削減で補うことにより経営計画の水準を概ね維持しているが、今後とも、収益や金利の動向など、特定調停成立時の想定を超えるような経営環境の変化にも留意しながら、改善方策の検討に取り組むこととする。
WTC 大阪ワールド トレードセンター ビルディング	金融機関からの借入金について大阪市が損失補償をしており、会社が返済できない場合には、大阪市の負担が生じるおそれがある。	金融機関借入金 (546)	現状では、売上減少を費用削減で補うことにより経営計画の水準を概ね維持しているが、今後とも、収益や金利の動向など、特定調停成立時の想定を超えるような経営環境の変化にも留意しながら、改善方策の検討に取り組むこととする。
クリスタ長堀	金融機関からの借入金について大阪市が損失補償をしており、会社が返済できない場合には、大阪市の負担が生じるおそれがある。	金融機関借入金 (101)	単年度黒字化を達成するなど経営計画に沿って概ね順調に推移しており、民間事業者との事業提携による効果を見守りながら今後とも経営の安定向上に取り組むこととする。

(3) 国民健康保険事業

⇒ 抜本的な制度改正がなされるよう、国へ要請

国民健康保険事業	医療給付費等を保険料等で賄えず、一般会計から多額の繰入を受けても、なお大幅な累積赤字が発生。	累積赤字 361	構造的な赤字であるため、「広域化」「保険制度の一元化」など抜本的な制度改正が必要。制度改善に向けて、大都市民生主管局長会議等を活用し、他の自治体とも連携して、引き続き国等に働きかけていく。
----------	--	-------------	--

注：() は、必ずしもリスクが顕在化するとは限らないもの。